

山形市立東沢小学校PTA規約

山形市立東沢小学校PTA

第一章 総則

(名称及び事務局)

第一条 この会は山形市立東沢小学校PTAと称し事務局を東沢小学校におく。

(組織)

第二条 この会は東沢小学校児童の保護者と学校職員（教職員、常勤の市職員）及びこの会に賛同するものをもって組織する。

(目的)

第三条 この会は、父母と教師が協力し、学校、家庭及び社会において児童の心身の健全な成長と福祉増進を図ることを目的とする。

(事業)

第四条 この会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 学校及び家庭における教育に関し理解を深め、その振興を図る事柄。
2. 校外における生徒指導に関する事柄。
3. 環境の教育的改善、充実に関する事柄。
4. 児童の保健衛生及び厚生施設に関する事柄。
5. 会員の研修親睦及び諸団体との連絡協調に関する事柄。
6. 経費を生み出すことに関する事柄。
7. その他教育上必要な事柄。

第二章 役員及び顧問

(役員)

第五条 この事業を進めるために次の役員をおく。

1. 会長1名
 2. 副会長2名（内1名は教頭とする）
 3. 理事36名・教職員若干名
 4. 会計監査委員2名
 5. 幹事若干名
- 理事の人員構成は、各学年正副委員長各1名、各学年委員3名、母親委員各1名、教職員若干名とする。

(顧問)

第六条 この会に顧問若干名をおくことができる。

1. 顧問は校長とし、会長が委嘱する。
2. 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べる。

(任期)

第七条 役員任期は次のとおりとする。

1. 四役の任期は一か年とする。但し、再任は妨げない。補欠の場合は、前任者の在任期間とする。
 2. 理事の任期は一学年委員長と六学年副委員長は一か年、他は二か年とする。但し、再任は妨げない。
- なお、補欠により選任された場合は、前任者の残任期間とする。

(選出方法)

第八条 役員は次のような手続きで決める。

1. 幹事は、第4学年PTAの推薦により選出し(3学年時の年度末に)、幹事が累進し副会長(5年時)に、教頭以外の副会長が累進し会長(6年時)となり、会計監査委員は理事会において選出し、総会にて報告する。

2. 理事の内、学年正副委員長・学年委員は各学年より選出し、母親委員正副委員長は母親委員の中より選出する。

第九条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し会を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
3. 理事は、本会の重要な事柄を審議し事業の処理にあたる。
4. 会計監査委員は、会計を監査する。
5. 幹事は、会の事務及び会計を担当する。

第三章 機 関

(機 関)

第十条 本会に次の機関をおく。

1. 総会
2. 理事会
3. 専門部会
4. 母親委員会

(総 会)

第十一条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定例総会は毎年4月、臨時総会は必要に応じ会長がこれを招集する。

2. 総会は本会の議決機関であって会員過半数の出席で成立し、議決は多数決とする。
3. 総会は次の事項を議決する。
 - イ 規約の変更、改廃
 - ロ 本会の基本方針の決定
 - ハ 予算の決定及び決算の承認
 - ニ その他重要な事項

(理 事 会)

第十二条 理事会は役員をもって構成し、会長はこれを招集する。

2. 理事会は過半数によって成立し、議決は過半数とする。
3. 理事会は次の事項を議決する。
 - イ 総会で委任された事項
 - ロ 総会に付議する事項
 - ハ 役員を選任
 - ニ その他必要な事項
 - ホ 緊急その他やむ得ない事由により総会を招集することができないとき総会の権限に属する事項。この場合の議決事項は、次期総会において承認を得なければならない。
4. この会は、総会の決定に基づき事業の推進にあたる。別に専門部を設けて事業処理する。
5. 会長は、円滑に事業を推進するために、常任委員会を開くことができる。

(専 門 部)

第十三条 専門部は次の専門部を構成し、会務を分掌する。

- | | |
|-------|------------------------------|
| 文 化 部 | 会員の研修及び児童文化の向上・広報活動 |
| 保健体育部 | 児童の保健・体位の向上・環境衛生及び学校給食・児童の厚生 |
| 整 備 部 | 環境の教育的整備 |
| そ の 他 | 必要な部 |

2. 部員は理事の中から理事会で選び、部長1名、副部長2名の内1名は部員からの互選とする。

但し、副部長1名は教員とする。

(母親委員会)

第十四条 別紙会則に基づいて行う。

第四章 学年PTA

第十五条 本会の中に学年単位組織として学年PTAを組織し、学年PTAに関する事項を協議する。

2. 各学年PTAの役員構成は学年正副委員長各1名、各学年委員3名、母親委員各1名、の計6名とする。
3. 各学年委員会は、各委員長が招集し学年PTAの運営、その他につき協議し総会決定事項を執行する。
4. 学年総会は、委員長の招集により、予算・決算その他重要な事項を審議する。
5. 学年総会は過半数の出席で成立し、議決は多数決とする。
6. 学年委員の任期は二か年とし、再任は妨げない。

第五章 会計及び帳簿

(会計及び帳簿)

第十六条 この会の経費は、会費、寄付及び事業収益その他の収入をもって充てる。

(会費)

第十七条 会員は会費を納入する。金額、方法は総会で決める。

(会計年度)

第十八条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(帳簿)

第十九条 この会に次の帳簿を備える。

1. 規約
2. 会員名簿
3. 役員名簿
4. 会議録
5. 会計簿
6. その他必要な帳簿

第二十条 この会の慶弔規定は別に定める。

附則

1. この規約は 昭和30年4月1日より施行
2. この規約は 昭和37年5月14日 一部改正即日施行
3. この規約は 昭和39年4月27日 一部改正即日施行
4. この規約は 昭和40年11月26日 一部改正即日施行
5. この規約は 昭和42年4月29日 一部改正即日施行
6. この規約は 昭和43年4月1日 一部改正即日施行
7. この規約は 昭和45年4月1日 一部改正即日施行
8. この規約は 平成5年2月2日 一部改正即日施行
9. この規約は 平成9年2月4日 一部改正即日施行
10. この規約は 平成11年4月24日 一部改正即日施行
11. この規約は 平成15年4月19日 一部改正即日施行
12. この規約は 平成20年4月1日 一部改正即日施行
13. この規約は 平成30年4月1日 一部改正即日施行
14. この規約は 令和2年2月14日 一部改正即日施行